NEWS

~ 平成13年11月

岡経営労務事務所/経営労務協会(労働保険事務組合)

発行年月時点の情報をもとに記載しており、閲覧時の法令・運用と異なることがあります

今号のお知らせ(厚生年金の適用事業所)

☆平成14年4月(来年4月)以降の厚生年金適用について

- ① 平成14年4月より、65歳以上70歳未満の在職者は、厚生年金に加入します。
- ② 65歳以上70歳未満の在職者の方は、【給与額】と【年金額】により、厚生年金の 一部または全部が支給停止されるケースが生じます。

①平成14年4月より、65歳以上70歳未満の在職者は、厚生年金に加入します

であっても 65 歳になると厚生年金の資格 は喪失し、保険料も以後生じません。

平成14年4月以降は、この[65歳まで] 保険料も発生するようになります。

現行の厚生年金制度は、在職している方 という加入年齢が[70歳まで]に引上げられ ます。すでに65歳に到達している方を含め て、在職者は70歳まで厚生年金に加入し、

- ●平成 14 年 4 月 1 日以後に 65 歳に到達する方(生年月日昭和 12 年 4 月 2 日以後の方)
 - →退職時、または70歳まで厚生年金に加入
 - →下記②の年金額の調整あり
- ●すでに 65 歳以上のため厚生年金の資格を喪失されている方のうち、平成 14 年 4 月 1 日 時点で70歳未満の方(生年月日昭和12年4月1日以前の方)
 - →平成14年4月1日付で厚生年金の資格取得手続きが必要
 - →下記②の年金額の調整は無し

②65 歳以上 70 歳未満の在職者の方は、給与額・年金額により厚生年金の一部 または全部が支給停止されます

①のように、平成14年4月以降は65歳 以上 70 歳未満の在職者は厚生年金に加入 しますが、この適用を受ける方は、その方 の老齢厚生年金の年金月額、在職時の給与

額(標準報酬月額)により厚生年金の一部 または全部が支給停止されるケースが生じ ます。

具体的には、給与(標準報酬月額)と老

齢厚生年金の年金月額の合計が 370000 円 を超える方は、370000 円を超える 2 分の 1 の額の老齢厚生年金が支給停止されます。 支給停止となる年金は厚生年金部分ですの で、国民年金部分の「老齢基礎年金」は全 額支給されます。

また、この調整が適用されるのは平成 14 年 4 月 1 日以後に 65 歳以上となる方(生年 月日が昭和 12 年 4 月 2 日以後の方) です。 この日前に65歳以上の方(生年月日が昭和12年4月1日以前の方)は、厚生年金には加入するようになりますが老齢厚生年金の支給停止はありません。

また、現行の 60 歳以上 65 歳未満の [在職老齢年金制度] (特別支給の老齢厚生年金受給権者のうち、在職者は年金額が 20%~100%支給停止される制度) には変更ありません。

お知らせ (健康保険、厚生年金の適用事業所)

定時決定(算定基礎届)による健康保険料、厚生年金保険料の 変更をお願いします。

- ★平成 13年 11月中に支払日がある給与から
- ★定時決定により、標準報酬月額が変更になった方

弊事務所のホームページに、次の【事務連絡】メニューを新設しました。 夜間、休日等の事務連絡にもご利用ください。

- ●入社連絡・新規資格取得連絡
- ●退社連絡・資格喪失連絡
- ●給与変更の連絡

ホームページアドレス

URL http://homepage2.nifty.com/oka-office/